

都留市建設工事標準請負契約約款

都 留 市

都留市建設工事標準請負契約約款

(平成9年都留市訓令第7号)

(総則)

- 第1条 発注者及び受注者は、この約款(契約書を含む。以下同じ。)に基づき、設計図書(別冊の図面、仕様書、現場説明書及び現場説明に対する質問回答書をいう。以下同じ。)に従い、日本国の法令を遵守し、この契約(この約款及び設計図書を内容とする工事の請負契約をいう。以下同じ。)を履行しなければならない。
- 2 受注者は、契約書記載の工事を契約書記載の工期内に完成し、工事目的物を発注者に引き渡すものとし、発注者は、その請負代金を支払うものとする。
- 3 仮設、施工方法その他工事目的物を完成するために必要な一切の手段(以下「施工方法等」という。)については、この約款及び設計図書に特別の定めがある場合を除き、受注者がその責任において定める。
- 4 受注者は、この契約の履行に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。
- 5 この約款に定める請求、通知、報告、申出、承諾及び解除は、書面により行わなければならない。
- 6 この契約の履行に関して発注者と受注者との間で用いる言語は、日本語とする。
- 7 この約款に定める金銭の支払に用いる通貨は、日本円とする。
- 8 この契約の履行に関して発注者と受注者との間で用いる計量単位は、設計図書に特別の定めがある場合を除き、計量法(平成4年法律第51号)に定めるものとする。
- 9 この約款及び設計図書における期間の定めについては、民法(明治29年法律第89号)及び商法(明治32年法律第48号)の定めるところによるものとする。
- 10 この契約は、日本国の法令に準拠するものとする。
- 11 この契約に係る訴訟については、日本国の裁判所をもつて合意による専属的管轄裁判所とする。
- 12 受注者が共同企業体を結成している場合においては、発注者は、この契約に基づくすべての行為を共同企業体の代表者に対して行うものとし、発注者が当該代表者に対して行ったこの契約に基づくすべての行為は、当該共同企業体のすべての構成員に対して行ったものとみなし、また、受注者は、発注者に対して行うこの契約に基づくすべての行為について当該代表者を通じて行わなければならない。

(関連工事の調整)

- 第2条 発注者は、受注者の施工する工事及び発注者の発注に係る第三者の施工する他の工事が施工上密接に関連する場合において、必要があるときは、その施工につき、調整を行うものとする。この場合において、受注者は、発注者の調整に従い、当該第三者の行う工事の円滑な施工に協力しなければならない。

(工程表及び請負代金内訳書)

- 第3条 受注者は、この契約締結後7日以内に設計図書に基づいて、工程表及び発注者が特に請負代金内訳書の提出を求めた場合はこれを含め作成し、発注者に提出しなければならない。
- 2 工程表及び請負代金内訳書は、設計図書において定める場合を除き、発注者及び受注者を拘束するものではない。

(契約の保証)

- 第4条 受注者は、この契約(1件の請負代金額150万円以下の建設工事については、この限りではない。)の締結と同時に、次の各号のいずれかに掲げる保証を付さなければならない。ただし、第5号の場合においては、履行保証保険契約の締結後、直ちにその保険証券を発注者に寄託しなければならない。
- (1) 契約保証金の納付
 - (2) 契約保証金に代わる担保となる有価証券等の提供
 - (3) この契約による債務の不履行により生ずる損害金の支払を保証する銀行、発注者が確実と認める金融機関又は保証事業会社(公共工事の前払金保証事業に関する法律(昭和27年法律第184号)第2条第4項に規定する保証事業会社をいう。以下同じ。)の保証
 - (4) この契約による債務の履行を保証する公共工事履行保証証券による保証
 - (5) この契約による債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険契約の締結

- 2 前項の保証に係る契約保証金の額、保証金額又は保険金額(第4項において「保証の額」という。)は、請負代金額の10分の1以上としなければならない。
- 3 第1項の規定により、受注者が同項第2号又は第3号に掲げる保証を付したときは、当該保証は契約保証金に代わる担保の提供として行われたものとし、同項第4号又は第5号に掲げる保証を付したときは、契約保証金の納付を免除する。
- 4 請負代金額の変更があつた場合には、保証の額が変更後の請負代金額の10分の1に達するまで、発注者は、保証の額の増額を請求することができ、受注者は、保証の額の減額を請求することができる。

(権利義務の譲渡等)

- 第5条 受注者は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、あらかじめ、発注者の承諾を得た場合は、この限りでない。
- 2 受注者は、工事目的物並びに工事材料(工場製品を含む。以下同じ。)のうち第13条第2項の規定による検査に合格したもの及び第37条第3項の規定による部分払のための確認を受けたものを第三者に譲渡し、貸与し、又は抵当権その他の担保の目的に供してはならない。ただし、あらかじめ、発注者の承諾を得た場合は、この限りでない。

(一括委任又は一括下請負の禁止)

- 第6条 受注者は、工事の全部若しくはその主たる部分又は他の部分から独立してその機能を発揮する工作物の工事を一括して第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。

(下請負人の届出及び変更)

- 第7条 受注者は、工事の一部を下請負に付した場合は発注者に対して、下請負人の氏名その他必要な事項を記載した下請負届により届け出なければならない。
- 2 発注者は、工事の施行について著しく不相当と認められる下請負人があるときは、受注者に対してその変更を求めることができる。

(特許権等の使用)

- 第8条 受注者は、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利(以下「特許権等」という。)の対象となっている工事材料、施工方法等を使用するときは、その使用に関する一切の責任を負わなければならない。ただし、発注者がその工事材料、施工方法を指定した場合において、設計図書に特許権等の対象である旨の明示がなく、かつ、受注者がその存在を知らなかったときは、発注者は、受注者がその使用に関して要した費用を負担しなければならない。

(監督員)

- 第9条 発注者は、監督員を置いたときは、その氏名を受注者に通知しなければならない。監督員を変更したときも同様とする。
- 2 監督員は、この約款の他の条項に定めるもの及びこの約款に基づく発注者の権限とされる事項のうち発注者が必要と認めて監督員に委任したもののほか、設計図書に定めるところにより、次に掲げる権限を有する。
- (1) この契約の履行についての受注者又は受注者の現場代理人に対する指示、承諾又は協議
 - (2) 設計図書に基づく工事の施工のための詳細図等の作成及び交付又は受注者が作成した詳細図等の承諾
 - (3) 設計図書に基づく工程の管理、立会い、工事の施工状況の検査又は工事材料の試験若しくは検査(確認を含む。)
- 3 発注者は、2人以上の監督員を置き、前項の権限を分担させたときにあってはそれぞれの監督員の有する権限の内容を、監督員にこの約款に基づく発注者の権限の一部を委任したときにあっては当該委任した権限の内容を、受注者に通知しなければならない。
- 4 第2項の規定に基づく監督員の指示又は承諾は、原則として、書面により行わなければならない。
- 5 発注者が監督員を置いたときは、この約款に定める請求、通知、報告、申出、承諾及び解除については、設計図書に定めるものを除き、監督員を経由して行うものとする。この場合においては、監督員に到達した日をもって発注者に到達したものとみなす。
- 6 発注者が監督員を置かないときは、この約款に定める監督員の権限は、発注者に帰属する。

(現場代理人及び主任技術者等)

第 10 条 受注者は、次の各号に掲げる者を定めて工事現場に配置し、設計図書に定めるところにより、その氏名その他必要な事項を発注者に通知しなければならない。これらの者を変更したときも同様とする。

(1) 現場代理人

(2) 主任技術者又は監理技術者

契約書記載の工事の請負契約額が建築一式工事の場合 7,000 万円以上、建築一式工事以外の場合 3,500 万円以上の工事については、主任技術者を専任で配置しなければならない。ただし、受注者が特定建設業者で、契約書記載の工事の下請負契約の請負代金の総額が、建築一式工事の場合 6,000 万円以上、建築一式工事以外の場合 4,000 万円以上になるときは、主任技術者に代え監理技術者を専任で配置しなければならない。

(3) 専門技術者

受注者が、建築一式工事又は土木一式工事を施工する場合において、その一式工事の一部である専門工事を自ら施工しようとするとき、又は専門工事を施工する場合において自らそれに附帯する他の建設工事を施工しようとするときは、配置しなければならない。ただし、その専門工事の請負代金の額が、建築一式工事にあつては 1,500 万円に満たない工事又は延べ面積が 150 平方メートルに満たない木造住宅工事、土木一式工事にあつては 500 万円に満たない工事の場合は、設置しなくてもよい。

2 現場代理人は、この契約の履行に関し、工事現場に常駐し、その運営及び取締りを行うほか、請負代金額の変更、工期の変更、請負代金の請求及び受領、第 12 条第 1 項の請求の受理、同条第 3 項の決定及び通知並びにこの契約の解除に係る権限を除き、この契約に基づく受注者の一切の権限を行使することができる。

3 発注者は、前項の規定にかかわらず、現場代理人の工事現場における運営及び取締り並びに権限の行使に支障がなく、かつ、発注者との連絡体制が確保されると認めた場合には、現場代理人について工事現場における常駐を要しないこととすることができる。

4 受注者は、第 2 項の規定にかかわらず、自己の有する権限のうち現場代理人に委任せず自ら行使しようとするものがあるときは、あらかじめ、当該権限の内容を発注者に通知しなければならない。

5 現場代理人、主任技術者及び監理技術者並びに専門技術者は、相互にこれを兼ねることができる。

(履行報告)

第 11 条 受注者は、設計図書に定めるところにより、この契約の履行について発注者に報告しなければならない。

(工事関係者に関する措置請求)

第 12 条 発注者は、現場代理人がその職務(主任技術者若しくは監理技術者又は専門技術者と兼任する現場代理人にあつては、それらの者の職務を含む。)の執行につき著しく不適当と認められるときは、受注者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置を採るべきことを請求することができる。

2 発注者又は監督員は、主任技術者若しくは監理技術者又は専門技術者(これらの者と現場代理人を兼任する者を除く。)その他受注者が工事を施工するために使用している下請負人、労働者等で工事の施工又は管理につき著しく不適当と認められるものがあるときは、受注者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置を採るべきことを請求することができる。

3 受注者は、前 2 項の規定による請求があつたときは、当該請求に係る事項について決定し、その結果を請求を受けた日から 10 日以内に発注者に通知しなければならない。

4 受注者は、監督員がその職務の執行につき著しく不適当と認められるときは、発注者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置を採るべきことを請求することができる。

5 発注者は、前項の規定による請求があつたときは、当該請求に係る事項について決定し、その結果を請求を受けた日から 10 日以内に受注者に通知しなければならない。

(工事材料の品質及び検査等)

第 13 条 工事材料の品質については、設計図書に定めるところによる。設計図書にその品質が明示されていない場合にあつては、中等以上の品質を有するものとする。

2 受注者は、設計図書において監督員の検査(確認を含む。以下この条において同じ。)を受けて使用すべきものと指定された工

事材料については、当該検査に合格したものを使用しなければならない。この場合において、検査に直接要する費用は、受注者の負担とする。

- 3 監督員は、受注者から前項の検査を請求されたときは、請求を受けた日から7日以内に応じなければならない。
- 4 受注者は、工事現場内に搬入した工事材料を監督員の承諾を受けずに工事現場外に搬出してはならない。
- 5 受注者は、前項の規定にかかわらず、第2項の検査の結果不合格と決定された工事材料については、当該決定を受けた日から7日以内に工事現場外に搬出しなければならない。

(監督員の立会い及び工事記録の整備等)

第14条 受注者は、設計図書において監督員の立会いの上調合し、又は調合について見本検査を受けるものと指定された工事材料については、当該立会いを受けて調合し、又は当該見本検査に合格したものを使用しなければならない。

- 2 受注者は、設計図書において監督員の立会いの上施工するものと指定された工事については、当該立会いを受けて施工しなければならない。
- 3 受注者は、前2項に規定するほか、発注者が特に必要があると認めて設計図書において見本又は工事写真等の記録を整備すべきものと指定した工事材料の調合又は工事の施工をするときは、設計図書に定めるところにより、当該見本又は工事写真等の記録を整備し、監督員の請求があったときは、当該請求を受けた日から7日以内に提出しなければならない。
- 4 監督員は、受注者から第1項又は第2項の立会い又は見本検査を請求されたときは、当該請求を受けた日から7日以内に応じなければならない。
- 5 前項の場合において、監督員が正当な理由なく受注者の請求に7日以内に応じないため、その後の工程に支障をきたすときは、受注者は、監督員に通知した上、当該立会い又は見本検査を受けることなく、工事材料を調合して使用し、又は工事を施工することができる。この場合において、受注者は、当該工事材料の調合又は当該工事の施工を適切に行ったことを証する見本又は工事写真等の記録を整備し、監督員の請求があったときは、当該請求を受けた日から7日以内に提出しなければならない。
- 6 第1項、第3項又は前項の場合において、見本検査又は見本若しくは工事写真等の記録の整備に直接要する費用は、受注者の負担とする。

(支給材料及び貸与品)

第15条 発注者が受注者に支給する工事材料(以下「支給材料」という。)及び貸与する建設機械器具(以下「貸与品」という。)の品名、数量、品質、規格又は性能、引渡場所及び引渡時期は、設計図書に定めるところによる。

- 2 監督員は、支給材料又は貸与品の引渡しに当たっては、受注者の立会いの上、発注者の負担において、当該支給材料又は貸与品を検査しなければならない。この場合において、当該検査の結果、その品名、数量、品質又は規格若しくは性能が設計図書の定めと異なり、又は使用に適当でないと認めたときは、受注者は、その旨を直ちに発注者に通知しなければならない。
- 3 受注者は、支給材料又は貸与品の引渡しを受けたときは、引渡しの日から3日以内に、発注者に受領書又は借用書を提出しなければならない。
- 4 受注者は、支給材料又は貸与品の引渡しを受けた後、当該支給材料又は貸与品に第2項の検査により発見することが困難であった隠れた瑕疵があり使用に適当でないと認めたときは、その旨を直ちに発注者に通知しなければならない。
- 5 発注者は、受注者から第2項後段又は前項の規定による通知を受けた場合において、必要があると認められるときは、当該支給材料若しくは貸与品に代えて他の支給材料若しくは貸与品を引き渡し、支給材料若しくは貸与品の品名、数量、品質若しくは規格若しくは性能を変更し、又は理由を明示した書面により、当該支給材料若しくは貸与品の使用を受注者に請求しなければならない。
- 6 発注者は、前項に規定するほか、必要があると認めるときは、支給材料又は貸与品の品名、数量、品質、規格若しくは性能、引渡場所又は引渡時期を変更することができる。
- 7 発注者は、前2項の場合において、必要があると認められるときは工期若しくは請負代金額を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。
- 8 受注者は、支給材料及び貸与品を善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。
- 9 受注者は、設計図書の定めるところにより、工事の完成、設計図書の変更等によって不用となった支給材料又は貸与品を発注者に返還しなければならない。

- 10 受注者は、故意又は過失により支給材料又は貸与品が滅失し、若しくは破損し、又はその返還が不可能となったときは、発注者の指定した期間内に代品を納め、若しくは原状に復して返還し、又は返還に代えて損害を賠償しなければならない。
- 11 受注者は、支給材料又は貸与品の使用方法が設計図書に明示されていないときは、監督員の指示に従わなければならない。

(工事用地の確保等)

- 第 16 条 発注者は、工事用地その他設計図書において定められた工事の施工上必要な用地(以下「工事用地等」という。)を受注者が工事の施工上必要とする日(設計図書に特別の定めがあるときは、その定められた日)までに確保しなければならない。
- 2 受注者は、確保された工事用地等を善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。
 - 3 工事の完成、設計図書の変更等によって工事用地等が不用となった場合において、当該工事用地等に受注者が所有し、又は管理する工事材料、建設機械器具、仮設物その他の物件(下請負人が所有し、又は管理するこれらの物件を含む。以下この条において同じ。)があるときは、受注者は、当該物件を撤去するとともに、当該工事用地等を修復し、取り片付けて、発注者に明け渡さなければならない。
 - 4 前項の場合において、受注者が正当な理由なく、相当の期間内に当該物件を撤去せず、又は工事用地等の修復若しくは取片付けを行わないときは、発注者は、受注者に代わって当該物件を処分し、工事用地等の修復若しくは取片付けを行うことができる。この場合において、受注者は、発注者が行った処分、修復及び取片付けについて異議を申し出ることができず、また、発注者が行った処分、修復及び取片付けに要した費用を負担しなければならない。
 - 5 第 3 項に規定する受注者の採るべき措置の期限、方法等については、発注者が受注者の意見を聴いて定める。

(設計図書不適合の場合の改造義務及び破壊検査等)

- 第 17 条 受注者は、工事の施工部分が設計図書に適合しない場合において、監督員がその改造を請求したときは、当該請求に従わなければならない。この場合において、当該不適合が監督員の指示によるときその他発注者の責めに帰すべき事由によるときは、発注者は、必要があると認められるときは工期若しくは請負代金額を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。
- 2 監督員は、受注者が第 13 条第 2 項又は第 14 条第 1 項から第 3 項までの規定に違反した場合において、必要があると認められるときは、工事の施工部分を破壊して検査することができる。
 - 3 前項に規定するほか、監督員は、工事の施工部分が設計図書に適合しないと認められる相当の理由がある場合において、必要があると認められるときは、当該相当の理由を受注者に通知して、工事の施工部分を最小限度破壊して検査することができる。
 - 4 前 2 項の場合において、検査及び復旧に直接要する費用は受注者の負担とする。

(条件変更等)

- 第 18 条 受注者は、工事の施工に当たり、次の各号のいずれかに該当する事実を発見したときは、その旨を直ちに監督員に通知し、その確認を請求しなければならない。
- (1) 図面、仕様書、現場説明書及び現場説明に対する質問回答書が一致しないこと(これらの優先順位が定められている場合を除く。)
 - (2) 設計図書に誤謬又は脱漏があること。
 - (3) 設計図書の表示が明確でないこと。
 - (4) 工事現場の形状、地質、涌水等の状態、施工上の制約等設計図書に示された自然的又は人為的な施工条件と実際の工事現場が一致しないこと。
 - (5) 設計図書で明示されていない施工条件について予期することのできない特別な状態が生じたこと。
- 2 監督員は、前項の規定による確認を請求されたとき、又は自ら前項各号に掲げる事実を発見したときは、受注者の立会いの上、直ちに調査を行わなければならない。ただし、受注者が立会いに応じない場合には、受注者の立会いを得ずに行うことができる。
 - 3 発注者は、受注者の意見を聴いて、調査の結果(これに対して採るべき措置を指示する必要があるときは、当該指示を含む。)を取りまとめ、調査の終了後 7 日以内に、その結果を受注者に通知しなければならない。ただし、その期間内に通知できないやむを得ない理由があるときは、あらかじめ受注者の意見を聴いた上、当該期間を延長することができる。

- 4 前項の調査の結果により第1項の事実が確認された場合において、必要があると認められるときは、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるところにより、設計図書の訂正又は変更を行わなければならない。
- (1) 第1項第1号から第3号までのいずれかに該当し設計図書を訂正する必要があるもの 発注者が行う。
 - (2) 第1項第4号又は第5号に該当し設計図書を変更する場合で工事目的物の変更を伴うもの 発注者が行う。
 - (3) 第1項第4号又は第5号に該当し設計図書を変更する場合で工事目的物の変更を伴わないもの 発注者と受注者とが協議して発注者が行う。
- 5 前項の規定により設計図書の訂正又は変更が行われた場合において、発注者は、必要があると認められるときは工期若しくは請負代金額を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(設計図書の変更)

第19条 発注者は、必要があると認めるときは、設計図書の変更内容を受注者に通知して、設計図書を変更することができる。

この場合において、発注者は、必要があると認められるときは工期若しくは請負代金額を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(工事の中止)

- 第20条 工事用地等の確保ができない等のため、又は暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、地すべり、落盤、火災、騒乱、暴動その他の自然的若しくは人為的な事象(以下「天災等」という。)であつて受注者の責めに帰すことができないものにより工事目的物等に損害を生じ若しくは工事現場の状態が変動したため、受注者が工事を施工できないと認められるときは、発注者は、工事の中止内容を直ちに受注者に通知して、工事の全部又は一部の施工を一時中止させなければならない。
- 2 発注者は、前項の規定によるほか、必要があると認めるときは、工事の中止内容を受注者に通知して、工事の全部又は一部の施工を一時中止させることができる。
- 3 発注者は、前2項の規定により工事の施工を一時中止させた場合において、必要があると認められるときは工期若しくは請負代金額を変更し、又は受注者が工事の続行に備え工事現場を維持し、若しくは労働者、建設機械器具等を保持するための費用その他の工事の施工の一時中止に伴う増加費用を必要とし若しくは受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(受注者の請求による工期の延長)

- 第21条 受注者は、天候の不良、第2条の規定に基づく関連工事の調整への協力その他受注者の責めに帰すことができない事由により工期内に工事を完成することができないときは、その理由を明示した書面により、発注者に工期の延長変更を請求することができる。
- 2 発注者は、前項の規定による請求があつた場合において、必要があると認められるときは、工期を延長しなければならない。
- 発注者は、その工期の延長が発注者の責めに帰すべき事由による場合においては、請負代金額について必要と認められる変更を行い、又は発注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(発注者の請求による工期の短縮等)

- 第22条 発注者は、特別の理由により工期を短縮する必要があるときは、工期の短縮変更を受注者に対し請求することができる。
- 2 発注者は、この約款の他の条項の規定により工期を延長すべき場合において、特別の理由があるときは、延長する工期について、通常必要とされる工期に満たない工期への変更を請求することができる。
- 3 発注者は、前2項の場合において、必要があると認められるときは請負代金額を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(工期の変更方法)

- 第23条 工期の変更については、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。
- 2 前項の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知するものとする。ただし、発注者が工

期の変更事由が生じた日(第21条の場合にあつては発注者が工期変更の請求を受けた日、前条の場合にあつては受注者が工期変更の請求を受けた日)から7日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受注者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。

(請負代金額の変更方法等)

第24条 請負代金額の変更については、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。

2 前項の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知するものとする。ただし、請負代金額の変更事由が生じた日から7日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受注者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。

3 この約款の規定により、受注者が増加費用を必要とした場合又は損害を受けた場合に発注者が負担する必要な費用の額については、発注者と受注者とが協議して定める。

(賃金又は物価の変動に基づく請負代金額の変更)

第25条 発注者又は受注者は、工期内で請負契約締結の日から12月を経過した後に日本国内における賃金水準又は物価水準の変動により請負代金額が不相当となったと認めたときは、相手方に対して請負代金額の変更を請求することができる。

2 発注者又は受注者は、前項の規定による請求があったときは、変動前残工事代金額(請負代金額から当該請求時の出来形部分に相応する請負代金額を控除した額をいう。以下この条において同じ。)と変動後残工事代金額(変動後の賃金又は物価を基礎として算出した変動前残工事代金額に相応する額をいう。以下この条において同じ。)との差額のうち変動前残工事代金額の1000分の15を超える額につき、請負代金額の変更に応じなければならない。

3 変動前残工事代金額及び変動後残工事代金額は、請求のあった日を基準とし、物価指数等に基づき発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合にあつては、発注者が定め、受注者に通知する。

4 第1項の規定による請求は、この条の規定により請負代金額の変更を行った後再度行うことができる。この場合において、同項中「請負契約締結の日」とあるのは「直前のこの条に基づく請負代金額変更の基準とした日」とするものとする。

5 特別な要因により工期内に主要な工事材料の日本国内における価格に著しい変動を生じ、請負代金額が不相当となったときは、発注者又は受注者は、前各項の規定によるほか、請負代金額の変更を請求することができる。

6 予期することのできない特別な事情により、工期内に日本国内において急激なインフレーション又はデフレーションを生じ、請負代金額が著しく不相当となったときは、発注者又は受注者は、前各項の規定にかかわらず、請負代金額の変更を請求することができる。

7 前2項において、請負代金額の変更額については、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合にあつては、発注者が定め、受注者に通知する。

8 第3項及び前項の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知しなければならない。ただし、発注者が第1項、第5項又は第6項の請求を行った日又は受けた日から7日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受注者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。

(臨機の措置)

第26条 受注者は、災害防止等のため必要があると認めるときは、臨機の措置をとらなければならない。この場合において、必要があると認めるときは、受注者は、あらかじめ監督員の意見を聴かなければならない。ただし、緊急やむを得ない事情があるときは、この限りでない。

2 前項の場合においては、受注者は、そのとった措置の内容を監督員に直ちに通知しなければならない。

3 監督員は、災害防止その他工事の施工上特に必要があると認めるときは、受注者に対して臨機の措置をとることを請求することができる。

4 受注者が第1項又は前項の規定により臨機の措置をとった場合において、当該措置に要した費用のうち、受注者が請負代金額の範囲において負担することが適当でないと認められる部分については、発注者が負担する。

(一般的損害)

第 27 条 工事目的物の引渡し前に、工事目的物又は工事材料について生じた損害その他工事の施工に関して生じた損害(次条第 1 項若しくは第 2 項又は第 29 条第 1 項に規定する損害を除く。)については、受注者がその費用を負担する。ただし、その損害(第 51 条第 1 項の規定により付された保険等によりてん補された部分を除く。)のうち発注者の責に帰すべき事由により生じたものについては、発注者が負担する。

(第三者に及ぼした損害)

第 28 条 工事の施工について第三者に損害を及ぼしたときは、受注者がその損害を賠償しなければならない。ただし、その損害(第 51 条第 1 項の規定により付された保険等によりてん補された部分を除く。以下この条において同じ。)のうち発注者の責に帰すべき事由により生じたものについては、発注者が負担する。

- 2 前項の規定にかかわらず、工事の施工に伴い通常避けることができない騒音、振動、地盤沈下、地下水の断絶等の理由により第三者に損害を及ぼしたときは、発注者がその損害を負担しなければならない。ただし、その損害のうち工事の施工につき受注者が善良な管理者の注意義務を怠ったことにより生じたものについては、受注者が負担する。
- 3 前 2 項の場合その他工事の施工について第三者との間に紛争を生じた場合においては、発注者及び受注者は協力してその処理解決に当たるものとする。

(不可抗力による損害)

第 29 条 工事目的物の引渡し前に、天災等、(設計図書で基準を定めたものにあつては、当該基準を超えるものに限る。)で発注者と受注者のいずれの責めにも帰すことができないもの(以下この条において「不可抗力」という。)により、工事目的物、仮設物又は工事現場に搬入済みの工事材料若しくは建設機械器具に損害が生じたときは、受注者は、その事実の発生後直ちにその状況を発注者に通知しなければならない。

- 2 発注者は、前項の規定による通知を受けたときは、直ちに調査を行い、同項の損害(受注者が善良な管理者の注意義務を怠ったことに基づくもの及び第 51 条第 1 項の規定により付された保険等によりてん補された部分を除く。以下この条において「損害」という。)の状況を確認し、その結果を受注者に通知しなければならない。
- 3 受注者は、前項の規定により損害の状況が確認されたときは、損害による費用の負担を発注者に請求することができる。
- 4 発注者は、前項の規定により受注者から損害による費用の負担の請求があつたときは、当該損害の額(工事目的物、仮設物又は工事現場に搬入済みの工事材料若しくは建設機械器具であつて第 13 条第 2 項、第 14 条第 1 項若しくは第 2 項又は第 37 条第 3 項の規定による検査、立会いその他受注者の工事に関する記録等により確認することができるものに係る額に限る。)及び当該損害の取片付けに要する費用の額の合計額(第 6 項において「損害合計額」という。)のうち請負代金額の 100 分の 1 を超える額を負担しなければならない。
- 5 損害の額は、次の各号に掲げる損害につき、それぞれ当該各号に定めるところにより、算定する。

(1) 工事目的物に関する損害

損害を受けた工事目的物に相応する請負代金額とし、残存価値がある場合にはその評価額を差し引いた額とする。

(2) 工事材料に関する損害

損害を受けた工事材料で通常妥当と認められるものに相応する請負代金額とし、残存価値がある場合にはその評価額を差し引いた額とする。

(3) 仮設物又は建設機械器具に関する損害

損害を受けた仮設物又は建設機械器具で通常妥当と認められるものについて、当該工事で償却することとしている償却費の額から損害を受けた時点における工事目的物に相応する償却費の額を差し引いた額とする。ただし、修繕によりその機能を回復することができ、かつ、修繕費の額が上記の額より少額であるものについては、その修繕費の額とする。

- 6 数次にわたる不可抗力により損害合計額が累積した場合における第 2 次以降の不可抗力による損害合計額の負担については、第 4 項中「当該損害の額」とあるのは「損害の額の累計」と、「当該損害の取片付けに要する費用の額」とあるのは「損害の取片付けに要する費用の額の累計」と、「請負代金額の 100 分の 1 を超える額」とあるのは「請負代金額の 100 分の 1 を超える額から既に負担した額を差し引いた額」として同項を適用する。

(請負代金額の変更に代える設計図書の変更)

第30条 発注者は、第8条、第15条、第17条から第22条まで、第25条から第27条まで、前条又は第33条の規定により請負代金額を増額すべき場合又は費用を負担すべき場合において、特別の理由があるときは、請負代金額の増額又は負担額の全部又は一部に代えて設計図書を変更することができる。この場合において、設計図書の変更内容は、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。

2 前項の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知しなければならない。ただし、発注者が請負代金額を増額すべき事由又は費用を負担すべき事由が生じた日から7日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受注者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。

(検査及び引渡し)

第31条 受注者は、工事を完成したときは、その旨を発注者に通知しなければならない。

2 発注者は、前項の規定による通知を受けたときは、通知を受けた日から14日以内に受注者の立会いの上、設計図書に定めるところにより、工事の完成を確認するための検査を完了し、当該検査の結果を受注者に通知しなければならない。この場合において、発注者は、必要があると認められるときは、その理由を受注者に通知して、工事目的物を最小限度破壊して検査することができる。

3 前項の場合において、検査又は復旧に直接要する費用は、受注者の負担とする。

4 発注者は、第2項の検査によって工事の完成を確認した後、受注者が工事目的物の引渡しを申し出たときは、直ちに当該工事目的物の引渡しを受けなければならない。

5 発注者は、受注者が前項の申出を行わないときは、当該工事目的物の引渡しを請負代金の支払の完了と同時にを行うことを請求することができる。この場合においては、受注者は、当該請求に直ちに応じなければならない。

6 受注者は、工事が第2項の検査に合格しないときは、直ちに修補して発注者の検査を受けなければならない。この場合においては、修補の完了を工事の完成とみなして前5項の規定を適用する。

(請負代金の支払)

第32条 受注者は、前条第2項(同上第6項後段の規定により適用される場合を含む。第3項において同じ。)の検査に合格したときは、請負代金の支払を請求することができる。

2 発注者は、前項の規定による請求があったときは、請求を受けた日から40日以内に請負代金を支払わなければならない。

3 発注者がその責めに帰すべき事由により前条第2項の期間内に検査をしないときは、その期限を経過した日から検査をした日までの期間の日数は、前項の期間(以下この項において「約定期間」という。)の日数から差し引くものとする。この場合において、その遅延日数が約定期間の日数を超えるときは、約定期間は、遅延日数が約定期間の日数を超えた日において満了したものとみなす。

(部分使用)

第33条 発注者は、第31条第4項又は第5項の規定による引渡し前においても、工事目的物の全部又は一部を受注者の承諾を得て使用することができる。

2 前項の場合においては、発注者は、その使用部分を善良な管理者の注意をもって使用しなければならない。

3 発注者は、第1項の規定により工事目的物の全部又は一部を使用したことによって受注者に損害を及ぼしたときは、必要な費用を負担しなければならない。

(前払金及び中間前払金)

第34条 受注者は、公共工事の前払金保証事業に関する法律(昭和27年法律第184号)第2条第4項に規定する保証事業会社(以下「保証事業会社」という。)と、契約書記載の工事完成の時期を保証期限とする同条第5項に規定する保証契約(以下「保証契約」という。)を締結し、その保証証書を発注者に寄託して、請負代金額の10分の4以内の前払金の支払を発注者に請求することができる。

2 発注者は、前項の規定による請求があったときは、請求を受けた日から14日以内に前払金を支払わなければならない。

3 受注者は、第1項の規定による前払金の支払を受けた後、保証事業会社と中間前払金に関する保証契約を締結し、その保証

証書を発注者に寄与して、請負代金額の10分の2以内の中間前払金の支払を発注者に請求することができる。

- 4 第2項の規定は、前項の場合について準用する。
- 5 受注者は、請負代金額が著しく増額された場合においては、その増額後の請負代金額の10分の4(第3項の規定により中間前払金の支払を受けているときは10分の6)から受領済みの前払金額(中間前払金の支払を受けているときは、中間前払金額を含む。次項及び次条において同じ。)を差し引いた額に相当する額の範囲内で前払金(中間前払金の支払を受けているときは、中間前払金を含む。以下この条から第36条までに同じ。)の支払を請求することができる。この場合においては、第2項の規定を準用する。
- 6 受注者は、請負代金額が著しく減額された場合において、受領済みの前払金額が減額後の請負代金額の10分の5(第3項の規定により中間前払金の支払を受けているときは10分の6)を超えるときは、受注者は、請負代金額が減額された日から30日以内にその超過額を返還しなければならない。
- 7 前項の超過額が相当の額に達し、返還することが前払金の使用状況からみて、著しく不適当であると認められるときは、発注者と受注者とが協議して返還すべき超過額を定める。ただし、請負代金額が減額された日から14日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。
- 8 発注者は、受注者が第6項の期間内に超過額を返還しなかったときは、その未返還額につき、同項の期間を経過した日から返還をする日までの期間について、その日数に応じ、政府契約の支払遅延防止等に関する法律(昭和24年法律第256号)第8条第1項の規定に基づき定められた割合で計算した額の遅延利息の支払を請求することができる。

(保証契約の変更)

- 第35条 受注者は、前条第5項の規定により受領済みの前払金に追加してさらに前払金の支払を請求する場合には、あらかじめ、保証契約を変更し、変更後の保証証書を発注者に寄託しなければならない。
- 2 受注者は、前項に定める場合のほか、請負代金額が減額された場合において、保証契約を変更したときは、変更後の保証証書を直ちに発注者に寄託しなければならない。
 - 3 受注者は、前払金額の変更を伴わない工期の変更が行われた場合には、発注者に代わりその旨を保証事業会社に直ちに通知するものとする。

(前払金の使用等)

- 第36条 受注者は、前払金をこの工事の材料費、労務費、機械器具の賃借料、機械購入費(この工事において償却される割合に相当する額に限る。)、動力費、支払運賃、修繕費、仮設費、労働者災害補償保険料及び保証料に相当する額として必要な経費以外の支払に充当してはならない。

(部分払)

- 第37条 受注者は、工事の完成前に、出来形部分並びに工事現場に搬入済みの工事材料及び製造工場等にある工場製品(第13条第2項の規定により監督員の検査を要するものにあつては当該検査に合格したもの、監督員の検査を要しないものにあつては設計図書で部分払の対象とすることを指定したものに限る。)に相応する請負代金相当額の10分の9以内の額について、次項から第7項までに定めるところにより部分払を請求することができる。
- 2 受注者は、部分払を請求しようとするときは、あらかじめ、当該請求に係る出来形部分又は工事現場に搬入済みの工事材料若しくは製造工場等にある工場製品の確認を発注者に請求しなければならない。
 - 3 発注者は、前項の場合において、当該請求を受けた日から14日以内に、受注者の立会いの上、設計図書に定めるところにより、前項の確認をするための検査を行い、当該確認の結果を受注者に通知しなければならない。この場合において、発注者は、必要があると認められるときは、その理由を受注者に通知して、出来形部分を最小限度破壊して検査することができる。
 - 4 前項の場合において、検査又は復旧に直接要する費用は、受注者の負担とする。
 - 5 受注者は、第3項の規定による確認があつたときは、部分払を請求することができる。この場合においては、発注者は、当該請求を受けた日から14日以内に部分払金を支払わなければならない。
 - 6 部分払金の額は、次の式により算定する。この場合において第1項の請負代金相当額は、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、発注者が前項の請求を受けた日から10日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。

$$\text{部分払金の額} \leq \text{第1項の請負代金相当額} \times (9/10 - \text{前払金額} / \text{請負代金額})$$

- 7 第5項の規定により部分払金の支払があった後、再度部分払の請求をする場合においては、第1項及び前項中「請負代金相当額」とあるのは「請負代金相当額から既に部分払の対象となった請負代金相当額を控除した額」とするものとする。

(部分引渡し)

第38条 工事目的物について、発注者が設計図書において工事の完成に先だって引渡しを受けるべきことを指定した部分(以下「指定部分」という。)がある場合において、当該指定部分の工事が完了したときについては、第31条中「工事」とあるのは「指定部分に係る工事」と、「工事目的物」とあるのは「指定部分に係る工事目的物」と、同条第5項及び第32条中「請負代金」とあるのは「部分引渡しに係る請負代金」と読み替えて、これらの規定を準用する。

- 2 前項の規定により準用される第32条第1項の規定により請求することができる部分引渡しに係る請負代金の額は、次の式により算定する。この場合において、指定部分に相応する請負代金の額は、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、発注者が前項の規定により準用される第32条第1項の請求を受けた日から14日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。

$$\text{部分引渡しに係る請負代金の額} = \text{指定部分に相応する請負代金の額} \\ \times (1 - \text{前払金額} / \text{請負代金額})$$

(債務負担行為に係る契約の特則)

第39条 債務負担行為に係る契約において、各会計年度における請負代金の支払の限度額(以下「支払限度額」という。)は、次のとおりとする。

年度	円
年度	円
年度	円

- 2 支払限度額に対応する各会計年度の出来高予定額は、次のとおりである。

年度	円
年度	円
年度	円

- 3 発注者は、予算上の都合その他の必要があるときは、第1項の支払限度額及び前項の出来高予定額を変更することができる。

(債務負担行為に係る契約の前払及び中間前払の特則)

第40条 債務負担行為に係る契約の前払及び中間前払については、第34条中「契約書記載の工事完成の時期」とあるのは「契約書記載の工事完成の時期(最終の会計年度以外の会計年度にあつては、各会計年度末)」と、同条及び第35条中「請負代金額」とあるのは「当該会計年度の出来高予定額(前会計年度末における第37条第1項の請負代金相当額(以下この条及び次条において「請負代金相当額」という。))が前会計年度までの出来高予定額を超えた場合において、当該会計年度の当初に部分払をしたときは、当該超過額を控除した額」と読み替えて、これらの規定を準用する。ただし、この契約を締結した会計年度(以下「契約会計年度」という。)以外の会計年度においては、受注者は、予算の執行が可能となる時期以前に前払金及び中間前払金の支払を請求することはできない。

- 2 前項の場合において、契約会計年度について前払金及び中間前払金を支払わない旨が設計図書に定められているときには、同項の規定により準用される第34条第1項の規定にかかわらず、受注者は、契約会計年度について前払金及び中間前払金の支払を請求することができない。

- 3 第1項の場合において、契約会計年度に翌会計年度分の前払金及び中間前払金を含めて支払う旨が設計図書に定められているときには、同項の規定により準用される第34条第1項の規定にかかわらず、受注者は、契約会計年度に翌会計年度に支払うべき前払金相当分及び中間前払金相当分を含めて前払金及び中間前払金の支払を請求することができる。

- 4 第1項の場合において、前会計年度末における請負代金相当額が前会計年度までの出来高予定額に達しないときには、同項の規定により準用される第34条第1項の規定にかかわらず、受注者は、請負代金相当額が前会計年度までの出来高予定額に達するまで当該会計年度の前払金及び中間前払金の支払を請求することができない。

- 5 第1項の場合において、前会計年度末における請負代金相当額が前会計年度までの出来高予定額に達しないときには、その額が当該出来高予定額に達するまで前払金及び中間前払金の保証期限を延長するものとする。この場合においては、第35条

第3項の規定を準用する。

(債務負担行為に係る契約の部分払の特則)

第41条 債務負担行為に係る契約において、前会計年度末における請負代金相当額が前会計年度までの出来高予定額を超えた場合においては、受注者は、当該会計年度の当初に当該超過額(以下「出来高超過額」という。))について部分払を請求することができる。ただし、契約会計年度以外の会計年度においては、受注者は、予算の執行が可能となる時期以前に部分払の支払を請求することはできない。

2 この契約において、前払金及び中間前払金の支払を受けている場合の部分払金の額については、第37条第6項及び第7項の規定にかかわらず、次の式により算定する。

部分払金の額 $\leq$ 請負代金相当額 $\times 9/10$

－前会計年度までの支払金額

－(請負代金相当額－前会計年度までの出来高予定額)

$\times$ (当該会計年度前払金額＋当該会計年度の中間前払金額)／当該会計年度の出来高予定額

(第三者による代理受領)

第42条 受注者は、発注者の承諾を得て請負代金の全部又は一部の受領につき、第三者を代理人とすることができる。

2 発注者は、前項の規定により受注者が第三者を代理人とした場合において、受注者の提出する支払請求書に当該第三者が受注者の代理人である旨の明記がなされているときは、当該第三者に対して第32条(第38条において準用する場合を含む。)又は第37条の規定に基づく支払をしなければならない。

(前払金等の不払に対する工事中止)

第43条 受注者は、発注者が第34条、第37条又は第38条において準用される第32条の規定に基づく支払を遅延し、相当の期間を定めてその支払を請求したにもかかわらず支払をしないときは、工事の全部又は一部の施工を一時中止することができる。この場合においては、受注者は、その理由を明示した書面により、直ちにその旨を発注者に通知しなければならない。

2 発注者は、前項の規定により受注者が工事の施工を中止した場合において、必要があると認められるときは工期若しくは請負代金額を変更し、又は受注者が工事の続行に備え工事現場を維持し若しくは労働者、建設機械器具等を保持するための費用その他の工事の施工の一時中止に伴う増加費用を必要とし若しくは受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(瑕疵担保)

第44条 発注者は、工事目的物に瑕疵があるときは、受注者に対して相当の期間を定めてその瑕疵の修補を請求し、又は修補に代え若しくは修補とともに損害の賠償を請求することができる。ただし、瑕疵が重要ではなく、かつ、その修補に過分の費用を要するときは、発注者は、修補を請求することができない。

2 前項の規定による瑕疵の修補又は損害賠償の請求は、第31条第4項又は第5項(第38条においてこれらの規定を準用する場合を含む。)の規定による引渡しを受けた日から2年以内に行わなければならない。ただし、その瑕疵が受注者の故意又は重大な過失により生じた場合には、請求を行うことのできる期間は10年とする。

3 発注者は、工事目的物の引渡しの際に瑕疵があることを知ったときは、第1項の規定にかかわらず、その旨を直ちに受注者に通知しなければ、当該瑕疵の修補又は損害賠償の請求をすることはできない。ただし、受注者がその瑕疵があることを知っていたときは、この限りでない。

4 この契約が、住宅の品質確保の促進等に関する法律(平成11年法律第81号)第94条第1項に規定する住宅新築請負契約である場合には、工事目的物のうち住宅の品質確保の促進等に関する法律施行令(平成12年政令第64号)第5条に定める部分の瑕疵(構造耐力又は雨水の侵入に影響のないものを除く。))について修補又は損害賠償の請求を行うことのできる期間は、10年とする

5 発注者は、工事目的物が第1項の瑕疵により滅失又はき損したときは、第2項又は前項に定める期間内で、かつ、その滅失又はき損の日から6月以内に第1項の権利を行使しなければならない。

6 第1項の規定は、工事目的物の瑕疵が支給材料の性質又は発注者若しくは監督員の指図により生じたものであるときは適用

しない。ただし、受注者がその材料又は指図の不適當であることを知りながらこれを通知しなかったときは、この限りでない。

(履行遅滞の場合における損害金等)

第 45 条 受注者の責めに帰すべき事由により工期内に工事を完成することができない場合においては、発注者は、損害金の支払を受注者に請求することができる。

2 前項の損害金の額は、請負代金額から出来形部分に相應する請負代金額を控除した額につき、遅延日数に応じ、政府契約の支払遅延防止等に関する法律(昭和 24 年法律第 256 号)第 8 条第 1 項の規定に基づき定められた割合で計算した額とする。ただし、違約金の総額が 100 円に満たないときは、これを徴収しないものとする。

3 発注者の責めに帰すべき事由により、第 32 条第 2 項(第 38 条において準用する場合を含む。)の規定による請負代金の支払が遅れた場合においては、受注者は、未受領金額につき、遅延日数に応じ、政府契約の支払遅延防止等に関する法律(昭和 24 年法律第 256 号)第 8 条第 1 項の規定に基づき定められた割合で計算した額の遅延利息の支払を発注者に請求することができる。ただし、遅延利息の総額が 100 円に満たないときは、発注者は、これを支払うことを要しないものとし、その額に 100 円に満たない端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。

(公共工事履行保証証券による保証の請求)

第 46 条 第 4 条第 1 項の規定によりこの契約による債務の履行を保証する公共工事履行保証証券による保証が付された場合において、受注者が次条第 1 項各号のいずれかに該当するときは、発注者は、当該公共工事履行保証証券の規定に基づき、保証人に対して、他の建設業者を選定し、工事を完成させるよう請求することができる。

2 受注者は、前項の規定により保証人が選定し発注者が適当と認めた建設業者(以下この条において「代替履行業者」という。)から発注者に対して、この契約に基づく次の各号に定める受注者の権利及び義務を承継する旨の通知が行われた場合には、代替履行業者に対して当該権利及び義務を承継させる。

(1) 請負代金債権(前払金若しくは中間前払金、部分払金又は部分引渡しに係る請負代金として受注者に既に支払われたものを除く。)

(2) 工事完成債務

(3) 瑕疵担保債務(受注者が施工した出来形部分の瑕疵に係るものを除く。)

(4) 解除権

(5) その他この契約に係る一切の権利及び義務(第 28 条の規定により受注者が施工した工事に関して生じた第三者への損害賠償債務を除く。)

3 発注者は、前項の通知を代替履行業者から受けた場合には、代替履行業者が同項各号に規定する受注者の権利及び義務を承継することを承諾する。

4 第 1 項の規定による発注者の請求があった場合において、当該公共工事履行保証証券の規定に基づき、保証人から保証金が支払われたときには、この契約に基づいて発注者に対して受注者が負担する損害賠償債務その他の費用の負担に係る債務(当該保証金の支払われた後に生じる違約金等を含む。)は、当該保証金の額を限度として、消滅する。

(発注者の解除権)

第 47 条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

(1) 正当な理由なく、工事に着手すべき期日を過ぎても工事に着手しないとき。

(2) その責めに帰すべき事由により工期内に完成しないとき又は工期経過後相当の期間内に工事を完成する見込みが明らかでないときと認められるとき。

(3) 第 10 条第 1 項第 2 号に掲げる者を設置しなかったとき。

(4) 前 3 号に掲げる場合のほか、契約に違反し、その違反によりこの契約の目的を達することができないと認められるとき。

(5) 第 49 条第 1 項の規定によらないでこの契約の解除を申し出たとき。

(6) 受注者(受注者が共同企業体であるときは、その構成員のいずれかの者。以下この号において同じ。)が次のいずれかに該当するとき。

イ 役員等(受注者が個人である場合にはその者を、受注者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時建設工事の請負契約を締結する事務所の代表者をいう。以下この号において同じ。)が暴力団員による不当な行為の防止等に

関する法律(平成 3 年法律第 77 号)第 2 条第 6 号に規定する暴力団員(以下この号において「暴力団員」という。)であると認められるとき。

ロ 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下この号において同じ。)又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。

ハ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。

ニ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。

ホ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

ヘ 下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約に当たり、その相手方がイからホまでのいずれかに該当することを知らながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

ト 受注者が、イからホまでのいずれかに該当する者を下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約の相手方としていた場合(ヘに該当する場合を除く。)に、発注者が受注者に対して当該契約の解除を求め、受注者がこれに従わないとき。

(7) 公正取引委員会が、受注者に違反行為があったとして私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和 22 年法律第 54 号。以下「独占禁止法」という。)第 49 条第 1 項に規定する排除措置命令(以下「排除措置命令」という。)を行い、同条第 7 項の規定により当該排除措置命令が確定したとき。

(8) 公正取引委員会が、受注者に違反行為があったとして独占禁止法第 50 条第 1 項に規定する納付命令(以下「納付命令」という。)を行い、同条第 5 項の規定により当該納付命令が確定したとき。

(9) 受注者が、排除措置命令又は納付命令(以下「原処分」という。)に不服があるとして審判の請求を行い、審判手続が開始された後において、独占禁止法第 52 条第 4 項の規定により当該審判の請求を取り下げ、同条第 5 項の規定により当該原処分が確定したとき。

(10) 公正取引委員会が、独占禁止法第 66 条の規定による審決(違反行為がなかったとして同条第 3 項の規定により原処分の全部を取り消す場合の審決を除く。)を行い、当該審決が確定したとき(独占禁止法第 77 条の規定によるこの審決の取消しの訴えが提起されたときを除く。)

(11) 受注者が、公正取引委員会が受注者に違反行為があったとして行った審決に対し、独占禁止法第 77 条の規定により審決取消しの訴えを提起し、その訴えについて請求棄却若しくは訴え却下の判決が確定したとき、又は訴えが取り下げられたとき。

(12) 受注者(受注者が法人の場合にあつては、その役員又は使用人)が、刑法(明治 40 年法律第 45 号)第 96 条の 3 又は第 198 条の罪を犯し、刑に処せられたとき。

2 前項の規定によりこの契約が解除された場合においては、受注者は、請負代金額の 10 分の 1 に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

3 第 1 項第 1 号から第 5 号までの規定により、この契約が解除された場合において、第 4 条の規定により契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、発注者は、当該契約保証金の納付又はこれに代わる担保をもって前項の違約金に充当することができる。

第 48 条 発注者は、工事が完成するまでの間は、前条第 1 項の規定によるほか、必要があるときは、この契約を解除することができる。

2 発注者は、前項の規定によりこの契約を解除したことにより受注者に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。

(受注者の解除権)

第 49 条 受注者は、次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

(1) 第 19 条の規定により設計図書を変更したため請負代金額が 3 分の 2 以上減少したとき。

(2) 第 20 条の規定による工事の施工の中止期間が工期の 10 分の 5(工期の 10 分の 5 が 6 月を超えるときは、6 月)を超えたとき。ただし、中止が工事の一部のみの場合は、その一部を除いた他の部分の工事が完了した後 3 月を経過しても、なおその中止が解除されないとき。

(3) 発注者がこの契約に違反し、その違反によってこの契約の履行が不可能となったとき。

- 2 受注者は、前項の規定によりこの契約を解除した場合において、損害があるときは、その損害の賠償を発注者に請求することができる。

(解除に伴う措置)

第 50 条 発注者は、この契約が解除された場合においては、出来形部分を検査の上、当該検査に合格した部分及び部分払の対象となった工事材料の引渡しを受けるものとし、当該引渡しを受けたときは、当該引渡しを受けた出来形部分に相応する請負代金額を受注者に支払わなければならない。この場合において、発注者は、必要があると認められるときは、その理由を受注者に通知して、出来形部分を最小限度破壊して検査することができる。

- 2 前項の場合において、検査又は復旧に直接要する費用は、受注者の負担とする。
- 3 第 1 項の場合において、第 34 条(第 40 条において準用する場合を含む。)の規定による前払金又は中間前払金があったときは、当該前払金の額及び中間前払金(第 37 条及び第 41 条の規定による部分払をしているときは、その部分払において償却した前払金及び中間前払金の額を控除した額)を同項前段の出来形部分に相応する請負代金額から控除する。この場合において、受領済みの前払金額及び中間前払金額になお余剰があるときは、受注者は、解除が第 47 条の規定によるときにあっては、その余剰金に前払金又は中間前払金の支払の日から返還の日までの日数に応じ政府契約の支払遅延防止等に関する法律(昭和 24 年法律第 256 号)第 8 条第 1 項の規定に基づき定められた割合で計算した額の利息を付した額を、解除が第 48 条又は前条の規定によるときにあっては、その余剰金を発注者に返還しなければならない。
- 4 受注者は、この契約が解除された場合において、支給材料があるときは、第 1 項の出来形部分の検査に合格した部分に使用されているものを除き、発注者に返還しなければならない。この場合において、当該支給材料が受注者の故意若しくは過失により滅失若しくはき損したとき、又は出来形部分の検査に合格しなかった部分に使用されているときは、代品を納め、若しくは原状に復して返還し、又は返還に代えてその損害を賠償しなければならない。
- 5 受注者は、この契約が解除された場合において、貸与品があるときは、当該貸与品を発注者に返還しなければならない。この場合において、当該貸与品が受注者の故意又は過失により滅失又はき損したときは、代品を納め、若しくは原状に復して返還し、又は返還に代えてその損害を賠償しなければならない。
- 6 受注者は、この契約が解除された場合において、工事用地等に受注者が所有又は管理する工事材料、建設機械器具、仮設物その他の物件(下請負人の所有又は管理するこれらの物件を含む。以下本条において同じ。)があるときは、受注者は、当該物件を撤去するとともに、工事用地等を修復し、取片付けて、発注者に明け渡さなければならない。
- 7 前項の場合において、受注者が正当な理由なく、相当の期間内に当該物件を撤去せず、又は工事用地等の修復若しくは取片付けを行わないときは、発注者は、受注者に代わって当該物件を処分し、工事用地等を修復若しくは取片付けを行うことができる。この場合においては、受注者は、発注者の処分又は修復若しくは取片付けについて異議を申し出ることができず、また、発注者の処分又は修復若しくは取片付けに要した費用を負担しなければならない。
- 8 第 4 項前段及び第 5 項前段に規定する受注者のとるべき措置の期限、方法等については、この契約の解除が第 47 条又は第 48 条の規定によるときは発注者が定め、前 2 条の規定によるときは、受注者が発注者の意見を聴いて定めるものとし、第 4 項後段、第 5 項後段及び第 6 項に規定する受注者のとるべき措置の期限、方法等については、発注者が受注者の意見を聴いて定めるものとする。

(公正入札違約金)

第 51 条 受注者は、第 47 条第 1 項各号のいずれかに該当するときは、発注者が契約を解除するか否かを問わず、違約金として、請負代金額の 10 分の 2 に相当する額を発注者の指定する期間内に支払わなければならない。工事が完成した後も同様とする。

- 2 前項の場合において、受注者が共同企業体であり、既に解散されているときは、発注者は、受注者の代表者であった者又は構成員であった者に違約金の支払を請求することができる。この場合において、受注者の代表者であった者及び構成員であった者は、連帯して前項の額を発注者に支払わなければならない。
- 3 第 1 項の規定は、発注者に生じた実際の損害額が同項に規定する違約金の額を超える場合においては、発注者がその超過分につき賠償を請求することを妨げるものではない。

(火災保険等)

第 52 条 受注者は、工事目的物及び工事材料(支給材料を含む。以下この条において同じ。)等を設計図書に定めるところにより火災保険、建設工事保険その他の保険(これに準ずるものを含む。以下この条において同じ。)に付さなければならない。

2 受注者は、前項の規定により保険契約を締結したときは、その証券又はこれに代わるものを直ちに発注者に提示しなければならない。

3 受注者は、工事目的物及び工事材料等を第 1 項の規定による保険以外の保険に付したときは、直ちにその旨を発注者に通知しなければならない。

(契約遅延利息の徴収)

第 53 条 受注者がこの契約に基づく賠償金、損害金又は違約金を発注者の指定する期間内に支払わないときは、発注者は、その支払わない額に発注者の指定する期間を経過した日から請負代金支払の日までの日数に応じ政府契約の支払遅延防止等に関する法律(昭和 24 年法律第 256 号)第 8 条第 1 項の規定に基づき定められた割合で計算した額と、発注者の支払うべき請負代金額とを相殺し、なお不足があるときは追徴する。

2 前項の規定により追徴する場合には、発注者は、受注者から遅延日数につき政府契約の支払遅延防止等に関する法律(昭和 24 年法律第 256 号)第 8 条第 1 項の規定に基づき定められた割合で計算した額の延滞金を徴収する。

(あっせん又は調停)

第 54 条 この約款の各条項において発注者と受注者とが協議して定めるものにつき協議が整わなかったときに発注者が定めたものに受注者が不服がある場合その他この契約に関して発注者と受注者との間に紛争を生じた場合には、発注者及び受注者は、建設業法による山梨県建設工事紛争審査会(以下次条において「審査会」という。)のあっせん又は調停によりその解決を図る。

2 前項の規定にかかわらず、現場代理人の職務の執行に関する紛争、主任技術者(監理技術者)、専門技術者その他受注者が工事を施工するために使用している下請負人、労働者等の工事の施工又は管理に関する紛争及び監督員の職務の執行に関する紛争については、第 12 条第 3 項の規定により受注者が決定を行った後若しくは同条第 5 項の規定により発注者が決定を行った後、又は発注者若しくは受注者が決定を行わずに同条第 3 項若しくは第 5 項の期間が経過した後でなければ、発注者及び受注者は、前項のあっせん又は調停を請求することができない。

(仲裁)

第 55 条 発注者及び受注者は、その一方又は双方が前条の審査会のあっせん又は調停により紛争を解決する見込みがないと認めたときは、同条の規定にかかわらず、仲裁合意書に基づき、審査会の仲裁に付し、その仲裁判断に服する。

(補則)

第 56 条 この約款に定めのない事項については、必要に応じて発注者と受注者とが協議して定める。

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。

附 則

この訓令は、平成 年 月 日から適用する。

都留市建設工事標準請負契約約款の運用基準

第1条関係

- 1 第3項において、仮設、施工方法等についてその責任の所在を明らかにするため、設計図書等に特別の定めがある場合を除き、受注者の責任において定めることとしているので、設計図書等における特別の定めについては、その必要性を十分検討し、必要最小限のものとすること。
- 2 第5項において、本契約書に定める請求、通知、報告、申出承諾及び解除といった行為については、その明確化を図るため、書面で必ず行うこととしたので、その趣旨を十分配慮し遺漏のないよう措置すること。
- 3 契約約款第1条第12項において、受注者が共同企業体の代表者を通じて行うこととした。

第2条関係

関連工事における工程等の調整は本条において監督員の義務としているが、この運用にあたっては建設工事監督要領(平成6年4月1日付け、以下「監督要領」という。)第15条、第16条、第17条の規定に従い、重要なものについては所属長への報告、承認を受けること。

第3条関係

- 1 第24条の規定による請負代金額の変更、第29条の規定による天災その他不可抗力による損害の負担、第37条の規定による部分払等を行う場合の額の確認にあつては、工程表を参考にして設計書の内容により行うものとすること。
- 2 第1項の「7日」については、工期、工事の態様等によりこの日数とすることが妥当でない場合は、当該事情をしん酌の上、必要な範囲内で伸張又は短縮した日数を記載できるものであること。

第4条関係(工事請負条項)

- 1 契約に金銭的保証を付す工事についての契約の際の扱いは、「建設工事請負契約における契約の保証に関する取り扱いについて」(通知)及び「同別添1 契約の保証の取り扱いについて」に添って行うものとする。
- 2 契約に役務的保証を付す工事については、第4条を別添1のとおり変更すること。

第7条関係

「その他必要な事項」とは、下請負人の住所、施工部分の内容、当該工事現場の担当責任者の名称等を含むものであること。

第9条関係

- 1 第3項にいう「2名以上の監督員を置き、前項の権限を分担させたとき」とは、都留市建設工事執行規則第19条第3項に規定する同一の監督業務について2名以上の監督職員を任命して権限を分担させた場合をいい、この場合には、それぞれの職務内容を監督員通知に明示すること。
- 2 第4項は第1条第5項の特則を規定したのではなく、契約書でなく設計書等において権限が創設される監督員の指示又は承諾について、原則、書面によることと定めたものであること。

第11条関係

契約の履行についての報告とは、過去の履行状況についての報告のみでなく、施工計画書等の履行計画についての報告も含むものであること。

第12条関係

第1項に規定する市長の権限は、その権限の重要性にかんがみ、市長のみの権限であるものとすること。

第13条関係

- 1 第3項の「7日」については、検査の態様、施工条件等によりこの日数とすることが妥当でない場合は、当該事情をしん酌の上、必要な範囲で伸張又は短縮した日数を記載できるものであること。
- 2 第5項の「7日」については、工事材料の態様、施工条件等によりこの日数とすることが妥当でない場合は、当該事情をしん酌の上、必要な範囲で伸張又は短縮した日数を記載できるものであること。

第14条関係

第4項及び第5項前段の「7日」については、立会い又は見本検査の態様、施工条件等によりこの日数とすることが妥当でない場合は、当該事情をしん酌の上、必要な範囲で伸張又は短縮した日数を記載できるものであること。

第15条関係

第1項の貸与品の「性能」については、使用時間又は使用日数及び最終定期調整後の使用時間又は使用日数を設計図書等に明示すること。

第16条関係

- 1 第1項は市長の工事用地の確保義務を規定したものであるが、「受注者が工事の施工上必要とする日」とは受注者の工事の進捗状況を勘案して現実には受注者が工事を施工するため用地を必要とする日をいう。
- 2 第3項の「撤去」には、支給材料又は貸与品を市長に返還することが含まれること。
- 3 第4項の「処分」には、支給材料又は貸与品を回収することが含まれること。

第20条関係

- 1 第1項において、工事用地等の確保ができないため工事の全部又は一部の施工を中止させなければならない場合とは、現実には受注者が工事を施工できないと認められるときをいう。
- 2 第3項の「増加費用」とは、中止期間中、工事現場を維持し又は工事の続行に備えるため労働者、機械器具等を保持するために必要とされる費用、工事を再開するため労働者、機械器具等を工事現場に搬入する費用等をいう。

第23条関係

- 1 第1項の「工期の変更」とは、第15条第7項、第17条第1項、第18条第5項、第19条、第20条第3項、第21条、第22条第1項及び第2項並びに第43条第2項の規定に基づくものをいう。
- 2 第1項の「14日」については、工期、工事の態様等によりこの日数とすることが妥当でない場合は、当該事情をしん酌の上、十分な協議が行える範囲で伸張又は短縮した日数を記載できるものであること。
- 3 第2項にいう「工期の変更事由が生じた日」とは、第15条第7項においては、支給材料等に代えて他の支給材料等を引き渡した日、支給材料等の品名等を変更した日又は支給材料等の使用を請求した日、第17条第1項においては、監督員が改造の請求を行った日、第18条第5項においては、設計図書等の訂正又は変更が行われた日、第19条においては、設計図書等の変更が行われた日、第20条第3項においては、市長が工事の施工の一時中止を通知した日、第43条第2項においては、受注者が工事の施工の一時中止を通知した日とする。

第24条関係

- 1 第1項の「請負代金額の変更」とは、第15条第7項、第17条第1項、第18条第5項、第19条、第20条第3項、第22条第3項及び第43条第2項の規定に基づくものをいう。
- 2 第1項の「14日」については、工期、工事の態様等によりこの日数とすることが妥当でない場合は、当該事情をしん酌の上、十分な協議が行える範囲で伸張又は短縮した日数を記載できるものであること。
- 3 第2項にいう「請負代金額の変更事由が生じた日」とは、第15条第7項においては、支給材料等に代えて他の支給材料等を引き渡した日、支給材料等の品名等を変更した日又は支給材料等の使用を請求した日、第17条第1項においては、監督員が改造の請求を行った日、第18条第5項においては、設計図書等の訂正又は変更が行われた日、第19条においては、設計図書等の変更が行われた日、第20条第3項においては、市長が工事の施工の一時中止を通知した日、第22条第3項においては、市長が同条第1項又は第2項の請求を行った日、第43条第2項においては、受注者が工事の施工の一時中止を通知した日とする。
- 4 第3項の「受注者が増加費用を必要とした場合又は損害を受けた場合」とは、第15条第7項、第17条第1項、第19条、第20条第3項、第22条第3項及び第43条第2項の規定に基づくものをいう。

第25条関係

- 1 第1項の請求は、残工事の工期が2月以上ある場合に行うことができること。
- 2 第2項の「変動前残工事代金額」の算定の基礎となる「当該請求時の出来形部分」の確認については、第1項の請求があつ

た日から起算して、14 日以内で市長が受注者と協議して定める日において、監督員に確認させるものとする。この場合において受注者の責により遅延していると認められる工事量は、当該請求時の出来形部分に含めるものとする。

3 第3項の「14 日」については、工期、工事の態様等によりこの日数とすることが妥当でない場合は、当該事情をしん酌の上、十分な協議が行える範囲で伸張又は短縮した日数を記載できるものであること。

4 受注者と協議するためのスライド額は、次の式により算定すること。ただし、この額が受注者からの請求額を超えるときは、受注者からの請求額によるものとする。

$$S = [P2 - P1 - (P1 \times 1.5 / 100)]$$

この式において、S、P1 及び P2 は、それぞれ次の額とする。

S・・・スライド額

P1・・・請負代金額から出来形部分に相応する請負代金額を控除した額

P2・・・変動後の賃金又は物価を基礎として算出した

P1 に相応する額×当初請負代金額／当初設計書金額

5 第4項に規定する再スライドを行う場合は、1 から 3 までを準用すること。

6 市長は現場説明書により 1 及び 2 の事項を了知させること。

7 第5項の「特別な要因とは、主要な建築資材の価格を著しく変動させるおそれのある原油価格の引き上げのような特別な要因をいう。

8 第3項及び第7項の「14 日」については、工期、工事の態様等によりこの日数とすることが妥当でない場合は、当該事情をしん酌の上、十分な協議が行える範囲で伸張又は短縮した日数を記載できるものであること。

第 29 条関係

1 第4項の「請負代金額」とは、被害を負担する時点における請負代金額をいうものであること。

2 一回の損害額が当初の請負代金額の千分の 5 の額(この額が 20 万円を超えるときは 20 万円)に満たない場合は、第4項の「当該損害の額」は 0 円として取扱うこと。

3 第4項の「当該損害の取片づけに要する費用」とは、第2項により確認された損害の取片づけに直接必要とする費用をいう。

4 市長は、現場説明書により 1 及び 2 の事項を了知させること。

第 30 条関係

第1項の「14 日」については、工期、工事の態様等によりこの日数とすることが妥当でない場合は、当該事情をしん酌の上、十分な協議が行える範囲で伸張又は短縮した日数を記載できるものであること。

第 35 条関係

第2項において、前払金超過額を返還する場合における前払金の保証契約の変更は、その超過額を返還した後に行うものとし、その返還後の保証金額は、減額後の前払金額を下らないこと。

第 37 条関係

第6項の「10 日」については、工期、工事の態様等によりこの日数とすることが妥当でない場合は、当該事情をしん酌の上、十分な協議が行える範囲で伸張又は短縮した日数を記載できるものであること。

第 38 条関係

第2項の「14 日」については、工期、工事の態様等によりこの日数とすることが妥当でない場合は、当該事情をしん酌の上、十分な協議が行える範囲で伸張又は短縮した日数を記載できるものであること。

第 39 条関係

1 市長は、現場説明書等により次に掲げる事項を了知させること。

① 各会計年度における請負代金額の支払の限度額(○年度○円と金額で明示すること)

② 各会計年度における請負代金額の支払の限度額及び出来高予定額は、受注者決定後契約書を作成するまでに落札者に通知すること。

2 継続費に係る契約の場合には、第39条から第41条を別添2のとおり変更すること。また、この場合前1の規定を適用するものであること。

第 45 条関係

- 1 検査期間は、遅延日数に参入しないこと。
- 2 工期内に工事が完成し、検査の結果不合格の場合には、完成した日から契約書記載の工事完了の日までの日数は、修補日数から差し引いて遅延日数を算定すること。

第 50 条関係

- 1 第 6 項の「撤去」には、支給材料又は貸与品を市長に返還することが含まれること。
- 2 第 7 項の「処分」には、支給材料又は貸与品を回収することが含まれること。

別添 1

(継続費に係る契約の特則)

第 39 条 継続費に係る契約において各会計年度における支払限度額は次のとおりとする。

平成 年度 円

平成 年度以降は、各会計年度の当初に通知するものとする。

2 支払限度額に対する各会計年度の出来高予定額は、次のとおりとする。

平成 年度 円

平成 年度以降は、各会計年度の当初に通知するものとする。

3 発注者は、予算上の都合その他の必要があるときは、第 1 項の支払限度額及び前項の出来高予定額を変更することができる。

(継続費に係る契約の前払金の特則)

第 40 条 継続費に係る契約の前払金については、第 34 条中「契約書記載の工事完成の時期」とあるのは「契約書記載の工事完成の時期(最終の会計年度以外の会計年度にあつては、各会計年度末)」と、第 34 条及び第 35 条中「請負代金額」とあるのは「当該会計年度の出来高予定額(前会計年度末における請負代金相当額が前会計年度までの出来高予定額を超えた場合において、当該会計年度の当初に部分払をしたときは当該超過額を控除した額)」と読み替えて、この規定を準用する。ただし、契約会計年度以外の会計年度においては、受注者は、予算の執行が可能となる時期以前に前払金の支払を請求することはできない。

2 前項の場合において、契約会計年度について前払金を支払わない旨が設計図書に定められているときは、前項の規定による読み替え後の第 34 条第 1 項の規定にかかわらず、受注者は、契約会計年度について前払金の支払を請求することができない。

3 第 1 項の場合において、前会計年度末における請負代金相当額が前会計年度までの出来高予定額に達しないときは、第 1 項の規定による読み替え後の第 34 条第 1 項の規定にかかわらず、受注者は、請負代金相当額が前会計年度までの出来高予定額に達するまで当該会計年度の前払金の支払を請求することができない。

4 第 1 項の場合において、前会計年度末における請負代金相当額が前会計年度までの出来高予定額に達しないときは、その額が当該出来高予定額に達するまで前払金の保証期限を延長するものとし、第 35 条第 3 項の規定を準用する。

(継続費に係る契約の部分払いの特例)

第 41 条 継続費に係る契約において、前会計年度末における請負代金相当額が、前会計年度までの出来高予定額を超えた場合においては、受注者は、当該会計年度の当初に出来高超過額について部分払いを請求することができる。ただし、契約会計年度以外の会計年度においては、受注者は、予算の執行が可能となる時期以前に部分払いの支払を請求することはできない。

2 この契約において、前払金の支払を受けている場合の部分払金の額については、第 37 条第 6 項及び第 7 項の規定にかかわらず、次の式により算定する。

部分払い金の額 $\leq$ 請負代金額 $\times 9 / 10$

－(前会計年度までの支払金額＋当該会計年度の部分払金額)

－{請負代金相当額－(前年度までの出来高予定額＋出来高超過額)}

$\times$ (当該会計年度前払金額／当該会計年度の出来高予定額)

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。

共 通 仕 様 書

1. 一 般

1. 1 総 則

1. 1. 1 (適 用 範 囲)

この仕様書は、工事の施工に関する一般的事項を示すものである。

特別仕様書とこの仕様書とが一致しない条項は、特別仕様書が優先する。

1. 1. 2 (承認・指示等)

(1) この仕様書において、「打合せ」を行うとされた場合においては、監督員は状況に応じ受注者に対し、承認・指示又は助言を行うものとする。

(2) 「承認」及び「指示」は、文書(打合せ簿を含む。)によってするものとし、その承認、または指示に係る事項についての責任は、「承認」及び「指示」をした側に属するものとする。

(3) 「助言」は口頭でもすることができるものとし、その助言に係る事項についての責任は、その助言を受けた側に属するものとする。

1. 1. 3 (施工の順序及び方法)

施工の順序及び方法については、必要の都度相互に打合せのうえ、施工するものとする。

1. 1. 4 (土地物件等)

受注者の責任で準備する土地物件等の内容について、あらかじめ監督員が打合せを求めたときは、受注者はこれに応じなければならない。

1. 1. 5 (監督員の勤務する日)

監督員の勤務する日は、臨機の処置をとる必要がある場合を除き、「政府職員の勤務時間に対する総理府令」「人事院規則(115-1)職員の勤務時間等の基準」及び「国民の祝日に関する法律」によるものとする。

1. 1. 6 (工法及び仮設等)

(1) 発注者の指定した工法、及び仮設等について、受注者は代案を発注者に申し出ることができる。

(2) 発注者の指定しない工法、及び仮設等について監督員が報告を求めたときは、これに応じなければならない。

1. 1. 7 (支 給 材 料)

受注者は、支給材料の在庫及び使用量等について、監督員が報告を求めたときは、これに応じなければならない。

1. 1. 8 (施工位置の検査・確認)

受注者は、監督員が必要と認めて指示する作業段階ごとにその施工位置、施工状況及び施工段取りについて監督員の検査、確認を受けなければならない。

1. 1. 9 (基準標・ヤリ形及び丁張)

(1) 受注者は、発注者が設置した基準標等を、工事に支障のないよう管理をしなければならない。

(2) 受注者が設置した基準標・ヤリ形及び丁張等について、監督員が施工上必要な期間の保存を求めたときは、受注者はこれに応じなければならない。

1. 1. 10 (保安及び衛生)

(1) 受注者は、工事施工上必要な保安及び衛生について関係諸法規を熟知のうえ、関係官公庁の指示に従い、労働安全の確保に努めるとともに公衆に迷惑を及ぼさぬよう注意を払わなければならない。なお、これらの事項について監督員が措置を講ずる必要を認め、あらかじめ打合せを求めたときは、受注者はこれに応じなければならない。

(2) 火薬類は、関係諸法令に従って取り扱うものとする。

(3) 道路の占用、交通の制限等を行う場合は、その内容をあらかじめ監督員と打合せのうえ、関係官庁に対して、所定の手続きを行った後実施しなければならない。

1. 1. 11 (他工事等との協調)

受注者は、工事の施工に当たり他工事等と競合する場合は相手方と十分打合せ、監督員が措置を講ずる必要を認め、発注者が打合せを求めたときは、受注者はこれに応じなければならない。

1. 1. 12 (工事関係資料)

(1) 工事の施工中打合せた重要な事項については、その内容等を発注者側の打合せ簿に記録し、相互に確認しなければならない。

らない。

(2) 受注者は、監督員が工事関係資料の提示をもとめたときは、これに応じなければならない。

(3) 工事に関する資料は、監督員との打合せなしに公表してはならない。

1. 1. 13 (工事標識等)

工事現場には、工事名、工期、発注者及び受注者の住所・氏名等を記入した工事標識、及び立入禁止標識等を適当な箇所に設置しなければならない。

1. 1. 14 (発 生 材)

工事の施工に伴って生ずる発生材で、予期しないものの処置については監督員と打合せなければならない。

1. 1. 15 (跡 片 付 け)

工事が完成したときは、工事現場等の必要な整理、清掃を行い、監督員の検査を受けなければならない。

1. 1. 16 (検 査)

(1) 受注者は、検査職員の業務上の質問、又は書類提示等の要求に対しては、これに応じなければならない。

(2) 検査箇所の修復は、監督員の指示により行わなければならない。

1. 1. 17 (そ の 他)

(1) 契約書、設計図及び仕様書に示されていない事項であっても工事施工上、当然必要と認められる軽微な事項については、受注者の負担で処理するものとする。

(2) 調査、試験及び検査等のため監督員が作業の一時中断等の協力を求めたときは、受注者はこれに応じなければならない。

1. 2 材 料

1. 2. 1 (材料の規格)

材料は、発注者の指定するもののほか、法令に基づく規格に適合したものでなければならない。

1. 2. 2 (材料の取得)

材料の取得について、監督員が打合せを求めたときは、受注者はこれに応じなければならない。

1. 2. 3 (材料の検査・試験等)

必要に応じて行う材料の検査・試験等は、法令又は仕様書に定める方法により行わなければならない。なお、受注者が行った試験成績資料等の提出を監督員が求めたときは、受注者はこれに応じなければならない。

1. 2. 4 (材料の管理)

検査・試験等に合格した材料であっても、管理の不手際等で変形、変質、汚損、その他により不適当と認める場合はこれを使用してはならない。

2. 土 工

2. 1 土 工

2. 1. 1 (通 則)

(1) 施工中、掘削、盛土及び埋戻し箇所に湧水、潜水等が生じた場合は、受注者は監督員と打合せなければならない。

(2) 工事中、予期しない変形、押出し、崩れ及び沈下等が起こったときは、すみやかに監督員の指示を受けなければならない。

(3) 掘削、盛土及び突固めにあっては、工作物等に有害な側圧、衝撃を与えてはならない。

2. 1. 2 (掘 削 工)

(1) 仕上がり面に切株、軽石等が露出して、取除きが困難な箇所または取除くことが不適当と認められる箇所等については監督員と打合せなければならない。

(2) 掘削に当たって、火薬または重機械等を使用する場合は仕上がり面を緩めることのないようにしなければならない。

(3) 予期しない余掘を生じた場合は、監督員と打合せなければならない。

2. 1. 3 (盛土及び埋戻し工)

盛土及び埋戻し材料は、草木片、凍結土等の有害物を含んではならない。

2. 2 植 生 工

2. 2. 1 (芝 工)

- (1) 張芝及び筋芝に用いる芝は、それぞれ 30 センチメートル×30 センチメートル・30 センチメートル×15 センチメートル程度で真土の付着した芝を標準とし、草木根等の有害物を混入してはならない。
- (2) 芝の植付けは、活着に有害な雑物を除去した後、被覆面の保護等の目的を達するよう施工しなければならない。
- (3) 張芝は隙間を張りつけた後、移動しないよう処理をしなければならない。
- (4) 筋芝は、法長にたいし、30 センチメートル程度の間隔に植付けなければならない。耳芝も筋芝に準ずるものとする。

2・3 畳 築 工

2. 3. 1 (石積み及び石張工)

- (1) 根石及び天端石には、大きな座りのよい形状のものを使用しなければならない。
- (2) 石積みは、指定する場合のほかは、谷積みとしなければならない。
- (3) 布積工の場合、横目地は水平に施工し、縦目地違いは積石寸法の 4 分の 1 以上としなければならない。
- (4) 施工にあつては、施工区間の低位部から着手し、ほぼ等高に積み上げなければならない。
- (5) 根石は、土台木の前端より前に突き出さないよう施工しなければならない。
- (6) 四ツ目、継及び逆石等有害な施工をしてはならない。
- (7) 各石の合端は、目的を達するようすり合わせなければならない。
- (8) 化粧目地は、施工してはならない。
- (9) 飼石は質堅硬で座りがよく、かつ適当な大きさの石を選んで使用するものとし、胴飼、尻飼は 1 個使いとしなければならない。
- (10) 練石工の場合は、適度に湿りをもった石材を使用しなければならない。

3. コンクリート

3. 1 コンクリート

3. 1. 1 (通 則)

- (1) コンクリート工事にあたっては、土木学会コンクリート標準示方書(以下「示方書」という)を指針として施工するものとする。
- (2) コンクリートは品質のばらつきが少なく、有害物等が混入していないものでなければならない。
- (3) 打継目、養生方法等の重要な事項について、監督員が打合せを求めたときは、受注者はこれに応じなければならない。

3. 1. 2 (材 料)

- (1) セメントは、指示するもののほかは普通ポルトランドセメントを使用しなければならない。
- (2) 水は、コンクリートの品質に影響を及ぼす油、及び塩類有機物等の有害物を含んではならない。
- (3) 骨材は、適当な粒度をもち強硬、耐久的で不適當な形状のもの、及びごみ泥、有機物等の有害物を含んではならない。

3. 1. 3 (計 量)

- (1) 現場配合は、監督員が必要と認めて指示したときは、その承認を得なければならない。
- (2) 各材料は、一練り分ずつ重量で計量しなければならない。ただし、監督員の承認を得たときは、容量で計量することができる。

3. 1. 4 (練 り ま ぜ)

材料はプラスチックで均等質なコンクリートとなるよう、練りまぜなければならない。

3. 1. 5 (打 込 み)

- (1) 打込みに当たっては、工作物等に有害な偏圧、衝撃等を与えてはならない。
- (2) コンクリートは打込み面がほぼ水平になるよう打込み十分締固めなければならない。
- (3) 打込みに当たっては、必要に応じてコンクリート中のモルタルと同程度の配合のモルタルを敷かなければならない。

3. 2 鉄 筋

3. 2. 1 (鉄 筋 工)

鉄筋の交点及び重ね縦手は緊結しなければならない。

3. 3 型 わ く

3. 3. 1 (型 わ く 工)

型わく取り外しの時期は、監督員と打合せの上、決めなければならない。

3. 4 試 験

3. 4. 1 (試 験)

受注者は、監督員がコンクリート試験等に必要な資料の提出を求めたときはこれに応じなければならない。

4. 基 礎 工

4. 1 基礎グリ石の空隙には目潰し砂利を施し、十分突固めながら仕上げなければならない。

4. 2 クイ及び矢板打工

4. 2. 1 (材 料)

- (1) 木クイ、木矢板は生木を用いなければならない。
- (2) 木クイは、皮はぎしたものをを用いなければならない。

4. 2. 2 (施 工)

- (1) 施工中、クイまたは矢板が破碎したときは、裂け目あるいは打狂い等を生じたときは監督員と打合せなければならない。
- (2) 打込みにあたっては、工作物、地盤等を損傷またはゆるめることのないよう注意しなければならない。
- (3) 矢板打込み中は、隣接矢板のつり込みを防止する措置を講じなければならない。

5. 管類布設工

5. 1 管類布設工

- (1) 管の布設は低位部から高位部へ向かって施工するものとする。
- (2) 管類は、漏水等のないよう布設しなければならない。